

平成30年12月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	鈴木智
委員会開催日	平成30年12月13日（木）、14日（金）
所属委員	〔副委員長〕 佐藤雅裕 〔委員〕 鳥居作弥 渡部優生 安部泰男 宮本しづえ 杉山純一 宗方保 小桧山善継



鈴木智委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…9件
[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)
- (2) 議員提出議案：可 決…2件
[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)
- (3) 請 願：採 択…1件
[※請願はこちら](#)

（12月13日（木） 企画調整部）

宮本しづえ委員

企画2ページ、Jヴィレッジ再開に係るイベント経費関係だが、今回補正と債務負担行為合わせて約3,000万円の事業費を見込んでいるとのことである。一つの施設の再開イベントにこれだけの予算をかけるのは余り例がないのではないかと、3,000万円の積算について聞く。

企画調整部次長（地域づくり担当）

Jヴィレッジ復興再整備事業の補正についてである。来年4月に全面再開となる予定であり、ことし7月に一部再開したときにもイベントを開催したが、今度は全面再開で、中核となる拠点施設としてしっかりとしたイベントにしたい。

今回、補正に計上しているのは、委員指摘のとおり見込みで総額3,000万円弱のうち、今年度中に執行が必要な分として1,181万3,000円を計上し、残りの1,771万8,000円を債務負担行為で設定している。内容については、今のところまだ検討段階で詳しく述べることは難しいが、基本的には7月の一部再開時のような式典と、多くの方を集客できるイベントを考えている。

それ以外にも開業予定のJヴィレッジ駅関係でJR東日本、立地している地元2町、運営している（株）Jヴィレッジと連携し、経費はしっかりと精査するものの、盛大に開催したい。

宮本しづえ委員

県の負担は合わせて3,000万円で、そのほかにJR東日本や（株）Jヴィレッジ、地元自治体を全部合わせると、結局

イベントの総事業費は幾らぐらいになるのか。総事業費が3,000万円程度だと思っていたらそうではなさそうである。

企画調整部次長（地域づくり担当）

今述べたのは一般的な話であり、協力を得ながらいろいろな仕掛けをしていきたい。それぞれのイベントを打つかどうかも含めてこれから検討するため、総額を今の時点で答えるのは難しい。

宮本しづえ委員

全体像がまだわからないとのことだが、避難地域が抱える課題は多様である。一つのイベントに相当の金をかけることが住民感情や県民感情との関係でもどうかと思うので、華美にならないようにしっかりと精査願う。

もう一点、企画5ページの帰還環境整備交付金事業で企画環境部から40億円の基金が農林水産部に移り、浪江町に木材加工施設をつくるとのことである。国の基金事業ではなくなって、単年度の事業に移るとの説明を受けた。本県の基金事業について、国では今後は基金事業というより単年度の事業として予算をつける考え方が始まってきているのかと不安を持ったが、どうか。

避難地域復興課長

帰還環境整備交付金について、この事業は制度上、基金化が認められており、認められている以上はその要件に沿って可能な限り活用していきたい。一方で補助金適正化法の趣旨によれば、基金化については、各年度の所要額を見込みがたく弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情がある場合とされているため、この要件に合致すれば基金型事業として認められるとの解釈が示されている。要件にきちんと合えば国は認める姿勢であるため、理由づけについてしっかりと国と協議し丁寧に説明しながら事業を進めていきたい。

宮本しづえ委員

よく理解できないところがあるが、この事業が単年度事業に移った理由は何か。

避難地域復興課長

この事業については農林水産部において国との調整を進めているが、国との協議、調整の結果として単年度事業になったと聞いている。

宮本しづえ委員

実際の事業は農林水産部の担当だが、この施設は当初国が基金で認めていた40億円の範囲で全部完成するとの見通しは明らかなのか。

避難地域復興課長

当初は基金事業として農林水産部では事務を進めていたと思うが、国とのいろいろな調整があり、単年度型の事業に振りかえられた。

宮本しづえ委員

なるべく基金事業としてできるものは基金化していくとの基本的な考え方は変わっていないとのことである。本県の復興については長期の取り組みが必要であり、基金以外の方向だけでは進まない心配があるため、ぜひ引き続きしっかり国への要望活動に取り組んでほしい。

また、指定管理者の指定が更新になり、基本的には今までと同じ団体に指定管理を委託するとのことである。過去5年間の指定管理の限度額と今回の金額とで大きな変更があったか。

文化振興課長

県文化センターの5年分の債務負担行為限度額について、前回の金額との関係だが、消費税の増税や物価の高騰などもあるため、今回はそれらを反映した額となっている。ただし、県文化センターについては利用料金収入との関係で県の委託料限度額が決まってくる。利用料については、震災以降多くの方に利用してもらって料金収入が伸びている傾向があるため、これも踏まえて試算した。これらの考えを総合的に踏まえると、前回の5年分とそれほど変わりがない。

生涯学習課長

アクアマリンふくしまについては、基本的に内部留保等と照らし合わせながら積算している。こちらで計上していない修繕などを内部留保で行っているが、そちらと若干調整しながら全体的な額を定めている。若干の変更はあるが大きく変わってはいない。

宮本しづえ委員

アクアマリンふくしまの内部留保について、指定管理者であるため内部留保があっても悪いということではないが、これは公表できる金額か。

生涯学習課長

確認して回答するが、特段公表を差し控える内容ではないと考えている。

宮本しづえ委員

参考までに内部留保額を聞く。

生涯学習課長

手元に数字を持っていないため、後ほど提出する。

鈴木智委員長

お諮りする。ただいまの案件について、資料の提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

それでは提出願う。

宮本しづえ委員

それぞれの指定管理委託料の積算の仕方について、指定管理にした場合には、職員をどういった処遇で雇用するか指定管理者の裁量に委ねられることになる。一番大きいのは人件費だと思うが、県としては運営費中の人件費の積算はどのように考えるか。官製ワーキングプアという言葉があるぐらい、公共施設でも働く人の条件が悪いことは好ましくない。公共施設のあり方としては適切な雇用管理が必要と考えるため、指定管理者への委託料限度額を設定するときの人件費につ

いて基本的な考え方を聞く。

鈴木智委員長

答弁できる者はいるか。特定の施設であれば答えられると思うが、どうか。

宮本しづえ委員

それぞれ積算はしているため何か基準があるのではないかと思った。

鈴木智委員長

各施設について聞くことでよいか。

宮本しづえ委員

よい。

文化振興課長

文化センターの指定管理をしている（公財）福島県文化振興財団については、今回の指定に当たり、運営に係る大幅な人員の増減はない。そのため、前回指定したときと同じ人員体制で運営が行えると我々は考えており、申請者もそのように考えているようである。過去の人件費を加味して今回も積算している。

生涯学習課長

アクアマリンふくしまについてはその特殊性からそれほど多くの団体が申し込んでいるわけではなく、内容についてもある程度専門的な限定されたものである。したがって提出されたものについて外部有識者等に検討してもらい、人員、給与とも適正と思われる範囲で認めている。内容について大きな変動はない。

宮本しづえ委員

両施設に勤務する職員について正規、非正規の人数を資料として提出願う。

鈴木智委員長

文化振興課長、生涯学習課長、現時点で対象法人の資料提出は可能か。

文化振興課長

再度、指定先の財団に確認して提出する。

生涯学習課長

確認して可能であれば提出する。

鈴木智委員長

お諮りする。ただいまの資料について提出を求めることに異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木智委員長

それでは、確認次第提出願う。

宮本しづえ委員

まず、避難者支援の関係である。来年3月で区域外避難者、いわゆる自主避難者に対する家賃補助2万円が終わりになる。恐らく現在家賃補助を受けている世帯数はほぼ2,000世帯で変わらないと思うが、これも含めて、今県外の避難者の状況がどうなっているかを丁寧に調査すべきとずっと述べてきた。いよいよ支援策が全部打ち切りになる前に、県外に避難している区域外避難者の状況について、戻りたいと思っているのか、戻れないと思っているのか、あるいは戻りたいが何か障害になっているのか、改めて丁寧に聞き取りをするべきではないか。

今までの回答だと、全国にある26の支援拠点でさまざまな相談を受け付け、そこを通して支援していくとのことだったが、そこに一体どれほどの相談があるかと考えるとなかなか難しいと思う。改めて個別調査をする必要があると思うが、その必要性についてどのように認識しているか。

生活拠点課長

いわゆる自主避難者に対する家賃補助は今年度末までであり、現在上限2万円で補助している。2,000件に対して180人ほどが事業を完了しており、それ以外の方について今交付しているが、10月から、この補助が終わる通知とあわせて、全国の拠点や当課にある相談ダイヤルなどいろいろな相談窓口を案内し、住宅のサポート事業についても通知している。今月初めにも同じような通知を行い、来年にかけて定期的にこういった通知を続けていきたい。

相談窓口を案内した反応を見ているが、今のところ80件ほど問い合わせがある。中身については、延長の要望もあるが、手をどうすればよいか等の相談が多く、このように困っているというものはそれほど多くない。ただ、これまでも各県に配置されている駐在員や復興支援員が課題のある方に直接会って対応しており、引き続きそういった対応を進めていきたい。

宮本しづえ委員

問い合わせは80件ほどあったとのことで、正確に自主避難者で県外に避難を継続している世帯数はなかなかわからず、県がわかっているのは家賃を補助している世帯だけである。全体像はわからないままになっていることがまずベースにあると思うが、そういった状況のまま、補助している部分も含めて全部終わりにして本当によいのかとの心配がある。多分戻りたいと思っている方もいると思うが、どこがネックになっているのかをもう少し丁寧に聞き取る必要があるのではないか。県は、戻れないと思っている人たちが一番不安に思っていることは何だと把握しているか。

生活拠点課長

我々がつかんでいるのは、委員指摘のとおり補助対象者だけではあるが、そういった課題のある方について補助がなくなれば、その分直接かかわってくる経済的なこと、精神面的なこと、住居の確保はそれぞれ課題として持っていると思う。支援がいつまで続けられるかの問題や、本来の再建支援といった場合に自分で収入を得ることが必要な部分もある。ただ、それが難しい方がいることも事実であり、そういった方には福祉的な支援、就労支援等、個別の支援が必要だと思う。そのため、駐在員や復興支援員が避難先の自治体のケースワーカー、心理士等と一緒に相談対応に当たっており、その中から必要な支援に結びつけていくことを考えている。

宮本しづえ委員

知事も今定例会で避難者については避難が長期化する中で課題が個別化、複雑化していると述べ、局長も今そのように述べた。実態は答弁のとおりだと思う。裏返せば、より個別的に複雑化する状況に対応するための支援が必要である。避難指示区域であろうと区域外であろうと抱える課題は同じであり、支援に差があってはいけないのではないかと。

避難者が抱える個別化、複雑化している課題への県の支援について、避難指示区域内の方については誰なのかが見えやすいが、それでも来年度、再来年度と打ち切りが次々と続く。今県が述べている状況と、一律に期限を切って終わることは、言っていることとやっていることがかみ合わない心配する。本当にこの状況に対応する気があるのか疑問に思う。どのように支援することが個別化、複雑化に対応することなのか、局長の認識を聞く。

避難地域復興局長

避難者については、避難指示が続いている方、避難指示が解除された方、いわゆる自主避難者として避難指示がない方、さまざまな方がいる。避難者の状況は避難の状況に応じて個別化、複雑化しており、知事は先日東京で避難者との交流会を行い、私も職員も全国各地で交流会等を数多く行っている。

これをどう支援していくかについて、現在、民間の家賃支援事業の形で行っている財政的支援を続けることも支援の一つだと思うが、そこは一定の限度があるため、この2年間何とか県独自で行ってきた。

全体の把握も必要だと思うが、避難者の話を聞いていると、一人一人状況に応じて違っており、例えば、経済的な要因については、若くて就労意欲がある方であれば就労支援が必要であり、そういったことが難しい方であれば、場合によっては福祉的な支援が必要である。また、高齢者もたくさんおり、健康的なフォローが必要であったり、心の部分や家庭的な要因もある。

個別に聞くといろいろな要件があると聞いており、我々だけでは対応できないケースが多くなってきている。全体的な支援にも増して、現時点ではそういった個別ケースを把握し、ケースに応じて専門的な機関にしっかりつないで一つ一つフォローしていくことが必要になってきている。このような形で我々はしっかりとこれまでも対応しており、今後もそういった方針で対応していきたい。

宮本しづえ委員

個別にしっかり対応していくとのことだが、特に避難者の生活再建を考える上で住宅をどうするかは生活の一番基盤をなす問題である。そこをなしに、次の仕事をどうするかには進めない。個別に事情があり、その人の生活再建に本当につながる支援をする上で、住宅の支援継続が必要だったという場合もたくさんあると思う。そういった場合は個別に支援を継続する考え方に立たなければ本当の支援にならない。

来年の住宅についてはほぼ6割で決まったとのことだが、裏返せば4割が決まっていないことになる。こういった人たちも個別にさまざまな支援が必要であり、住宅支援については打ち切りではなくしっかり対応すべきと思うが、住宅が一番の土台との考え方が県に本当にあるのか心配している。この点について認識を聞く。

生活拠点課長

まさに住宅確保は最も重要であり、一番の生活基盤であるため、我々も同じ思いである。ことし4月に生活再建調整会議を立ち上げ、市町村と連携して国にもメンバーに入ってもらい、どのように住宅確保を進めていくかの検討をずっと行っている。

県内の住宅確保については復興公営住宅の整備がほぼ終わっているが、県外の住宅確保は課題であると考えている。経済的な部分も考えると、どうしても公営住宅の需要が多いと思うが、そのときに果たして県外で公営住宅が必要数確保できるのかも課題である。その辺については、国と話をしながら、入居要件が何とかならないかなども検討しつつ、他県にも協力を得たい。いろいろ難しいことがあるが、できるだけ希望に沿った住宅が確保できるように、住宅のサポート事業

なども行っており、最大限活用して新たな安定した住まいの確保にこれからも引き続き取り組んでいきたい。

渡部優生委員

この間、ヨーロッパで浮体式洋上発電を視察してきた。福島新エネ社会構想に沿った再エネの推進において、本県では国が取り組んでいると思うが、浮体式洋上発電については、報道を見ると商業ベースに乗らないため撤去の方針が示されているようである。

新エネ社会構想の第2期ビジョンは今年度までで、第3期ビジョンをつくっていくタイミングだと思う。洋上風力発電も地熱発電もそうだが、買い取り価格も下がっており、再エネの推進に当たって非常に困難な状況になりつつあるのではないか。その辺についてどのような協議をし、どのような方向で進めているのか、第3期ビジョンに向けての現在の状況を聞く。

企画調整部次長（地域づくり担当）

現在第2期を進めている再生可能エネルギー先駆けの地アクションプランの第3期に向けた取り組みについてである。

プラン改定に当たっては、これまでの検証はもちろん、委員指摘のとおり、さらに導入を進めるための対策のどこに重点を置くかの視点が必要と考えている。確かにこれまで取り組んできた中で課題も見えてきており、そういったところをどうクリアしていくかと、新たな取り組み分野がないかを模索している。こちらについては、再生可能エネルギー推進ビジョンのときから外部の有識者の知恵を得ているため、今回も個別に相談しながら協議を進めている。具体的にこの分野とまでは議論が至っておらず、まだ述べられないが、何か導入に向けてさらに取り組むべきところがないか、まさに検討段階である。

渡部優生委員

今私がいろいろ再エネの取り組みでの困難な状況について話したが、少し壁にぶつかりつつある感じがする。幸い今までは、既に再エネ導入量30%と1年前倒しで目標を達成してはいるが、ここから先が非常に難しいと思う。この間郡山市の産業技術総合研究所を視察して意見交換したが、これといった新たな技術が見当たらないようで、せいぜい2つの企業の技術を比較してこちらのほうがすぐれているといった形で取り組んでおり、なかなか進まない状況である。しっかり力を入れて国や産総研と連携をとりながら取り組んでほしい。

第3期プランについてはいつごろ具体的に示せるのか。

企画調整部次長（地域づくり担当）

第2期が今年度末までで、具体的に何月と述べられずに申しわけないが、年度中には改定していきたい。

渡部優生委員

よろしく願う。

復興庁の後継組織の関係である。丸10年という復興期間が間もなく2年3カ月で切れる中で、復興・創生期間以降の組織のあり方について、知事も2期目に就任してから復興庁にいろいろ要望を出しているが、その辺の県の取り組み状況を聞く。

企画調整課長

復興・創生期間後の体制についてである。本県は地震、津波、原発事故という複合災害を受けており、集中復興期間と復興・創生期間の10年間ではなかなか解決できない課題が山積し、長い時間を要すると考えている。そういった中で復興

・創生期間後も切れ目なく安心感を持って取り組んでいくためには、復興・創生期間後の財源、体制の確保が重要と考えており、政府要望、国の福島復興再生協議会、復興推進委員会などあらゆる機会を捉えながら国に求めている。

また、復興庁からも福島の復興については国が前面に立ってなし遂げる覚悟だと言われており、まだ2年強あるが引き続き復興を進めながら、それ以降についてもしっかりと国に求めていきたい。

渡部優生委員

今年度中ぐらいに後継組織のあり方をつくっていくと報道されており、随分そういった議論が加速している印象を受ける。スケジュールは来年3月ぐらいまでにほとんど骨格が決まっていくとの認識でよいか。

企画調整課長

スケジュールについては、復興大臣の会見においても年内に課題を整理し、組織のことも含め方向性を出すと言われていた。当面は方向性として出てくると思うが、いずれにしても我々としては基本的に国において福島の復興を最後まで進めてもらうこと、それをなし遂げるためのしっかりした体制がつけられることを引き続きしっかりと求めていく。

渡部優生委員

具体的に県が協議会か何かに加わって現場の意見を述べる場は確保されているか。

企画調整課長

復興に当たっての県の意見に関しては、復興庁が設置している東日本大震災の復興推進委員会等さまざまな会議体があり、そういったところでしっかり県の意見や現状を伝えていく。

渡部優生委員

随分スピードアップしているようなので、今積み残してあるものをしっかりと拾い出して国に伝えながら、復興・創生期間以降の財源や組織のあり方について進めてほしい。

オリンピック・パラリンピック関係で、先日、イギリスにオリンピックレガシーの視察に行ってきた。ロンドンオリンピックを契機として、ハード面の利活用は当然のこと、ソフト面でもさまざまなレガシーを残していくところに大会前から計画を組んで、大会後もしっかりと取り組んでいる。例えば、子供から高齢者までスポーツになじむ形で制度を再構築し、健康づくりなどいろいろな面にレガシーを生かしている取り組みを視察した。

せっかく本県も東京オリンピックを通して取り組むため、復興五輪であり、さまざまな形で世界に復興状況を見てもらうことも大事だが、プラスアルファでそういったレガシーをソフト、ハード両面でどのように残していくかも、今から準備が必要だと思う。県としてどういった考えでオリンピック・パラリンピックに臨むのか。

オリンピック・パラリンピック推進室長

東京大会後のレガシーについてだが、委員指摘のとおり、オリンピックを一過性のイベントにするのではなく、オリンピックの効果を後世に残して取り組みを継続していくためには、現在進めているあづま球場の改修による機能性の向上といったハード面の取り組みだけではなく、オリンピックや事前キャンプ等で来県する選手や観客との国際交流の推進、ボランティア活動の継続、オリパラ教育の推進といったソフト面の取り組みも非常に重要と考えている。

ことし11月に、東京大会を契機として、例えばトップアスリートを招いた県民の競技力向上や、スポーツボランティアの育成、復興状況の発信の担い手となる人材育成など、官民連携によるレガシーの創出に向けた市町村、民間団体の取り組みに対して1回の申請につき上限額50万円の財政支援制度を創設した。こういった財政支援制度も広く周知しながら、

レガシー創出に向けた取り組みが広がっていくようにしっかり取り組んでいきたい。

渡部優生委員

今の答弁を聞いて安心したが、せっかくの機会であるため、県民の健康づくりなどさまざまな効果を県全体に波及できるように取り組んでほしい。

宗方保委員

オリンピックの話が出たので1点だけ聞くが、今までオリンピック・パラリンピックに出場し、かつ県内に居住している方は何人ぐらいいるか、調べていけば聞く。

オリンピック・パラリンピック推進室長

取りまとめていない。

宗方保委員

地元で時々ゲストを呼んで話をしてもらっているが、須賀川高校出身で現在鏡石町に住んでいる町島氏という自転車の選手がいる。町長に「鏡石町に住んでいるが、競輪選手だと思わないでほしい。オリンピックである。このオリンピックを健康増進にどう生かすかは町としての務めではないか。」と話したら、早速鳥見山体育館の館長に使ってくれた。

オリンピックへ出場することは、どんな種目でも県大会、全国大会で選抜されておりすごいことである。県内のオリンピックを調べて、地元居住者や地元出身者を活用することは大事だと思う。

先日、鏡石町の岩瀬農業高校に行って校長と話してきたが、遠藤純男氏という柔道でオリンピックに出場した元選手がいる。そういった地元出身者を呼ぶ、地元に住んでいるオリンピックを活用することは、地元の子供たちにとっても市民にとってもオリンピックを迎えるときに大事なキーワードではないか。ぜひ、県でも調べて、そういった人たちに接触しながらいろいろなジャンルで活用できるように管理願う。

鳥居作弥委員

オリンピックまでは非常に大事だが、それ以上に大事なのは、先ほど渡部委員が述べたとおりその後だと思う。先ほどの答弁で、国際交流やトップアスリートを呼んだり、今回の12月定例会でも970万円を計上して機運醸成に努めているとのことである。そういった中で、将来的に例えば子供たちがトップアスリートに親しんでいろいろなスポーツに対して志を持った結果、地域に戻ったらそういったスポーツをする環境がないとなると、子供たちの夢や希望や思いを潰すことになる。オリンピックの機運醸成と子供たちの地域のスポーツ環境は両輪で整備していかなければならない部分もあると思うが、その辺についてどう考えるか。

オリンピック・パラリンピック推進室長

機運醸成の部分だが、これまで野球、ソフトボールの稲葉監督と宇津木監督という両日本代表監督を招いた2年前イベント、日米対抗ソフトボール、東北楽天ゴールデンイーグルスと連携した親子野球教室の開催等を通じて、県民の機運醸成を図ってきた。今回の増額補正でも計上しているが、来年3月に500日前イベントとして広く競技開催をPRするなど、今後、多くの県民に対してオリンピック・パラリンピックの機運が高まるよう引き続きさらなる機運醸成に取り組んでいきたい。

鳥居作弥委員

機運醸成を図った結果、例えば子供たちの野球やテニスをしたいとの思いが強くなるときに、地域でそういったスポーツに親しむ環境がない。先日野球のある会合に出たが、今回一般質問でもあったように、なかなか地域に環境がなく父兄が送迎するため、経済的、時間的にかなりの負担であるとのことだった。そういった意味で、スポーツの機運を醸成することは大事だが、一方でそれに見合う地域のスポーツ環境もしっかりとつくっていかねばならないと思う。その辺をどう考えるか。

スポーツ課長

スポーツの普及について、機運醸成を生かした子供たちのスポーツ活動の場として、まずスポーツ少年団が思い当たる。地域に根づいた活動としてスポーツ少年団活動があるが、今回この機運醸成イベント等にそういった少年団が参加することで動機づけになることが一点ある。もう一点はそれぞれ新しいスポーツをしたい希望を持つ子供たちも出てくると思う。全ての場所に全てのスポーツとはなかなかいかないため、近くでどのようなスポーツが行えるかといった情報提供について、(公財)福島県体育協会を通じて県のスポーツ少年団、市町村でスポーツ少年団を所管している教育委員会等と連絡を密にとりながら、子供たちの活動の場の提供に努めていきたい。

鳥居作弥委員

何はともあれ、機運を醸成して希望が高まって、それが最終的にオリンピックが終わった後に失望に変わらないようにしっかりと対応してほしい。

宮本しづえ委員

原子力損害対策担当理事の説明に関して聞く。先日原子力損害対策協議会を通して国や東京電力に要望してきて、「損害がある限り賠償を継続させる」という基本的な考え方に変わりはないとした上で、互いに納得できるまで被害者との協議を続けていくことを確認した」と説明があった。これは東京電力として今までの対応と違うことを意味するのか、どういったことなのか詳しく聞く。

原子力損害対策課長

説明要旨の当該部分については、先月6日の東京電力に対する要求活動で、基本的な考え方としては損害が続く限り賠償を継続させることを繰り返し東京電力の社長が発言した。ただ一方で、なかなか当事者が折り合わない損害項目もあることを捉え、ここにあるようにもう折り合わないのだめだと一方的に打ち切るのではなく、互いに当事者が納得できるまで協議を続けることを我々が関係団体も含めて要望していた。東京電力の回答においても、一方的に打ち切るのではなく、互いに納得するまで協議を続けていきたいと話があった。やりとりの中で、どうしても当事者間で乖離がある部分について、一刀両断するのではなく互いに納得がいくまで協議してきたということである。

宮本しづえ委員

今の説明だけだと結局変わらない気がする。商工業の一括賠償後の追加賠償請求がおおむね800件になっていると言われている。そのうち合意したのはわずか1件にすぎないとのことで、当事者同士で協議するよう言っただけでは多分進まないと思う。ここを打開するためにはもう一つ何か別な仕掛けが必要ではないか。協議は続けると言っても、互いに相当因果関係の考え方が違うとの平行線で今まで来ており、実態としては被害が続いている。この解決が、当事者間だけでは無理な気がするので、第三者的に判断できる仕組みがないと進まないのではないか。県としてそういったものを何らかの形で考える必要があると思う。

農林業についても来年から方法が変わり、ここでも説明しているように、来年1月以降の円滑な移行に向けていろいろ

な取り組みを進めるとのことである。その際に、請求者の負担にならない方法で取り組むとのことだが、今、農林業の現場では10年も15年も前の資料まで請求されることが行われている。税務調査でもこのようなことはしない。加害者である東京電力が被害者に対して賠償に当たって資料を請求することは常識的にあり得ない。前提には、もうこれ以上の賠償をしたくないとの加害者の思惑があるからこのようなことになっているのではないか。

そのときに、例えば原子力損害賠償紛争審査会（以下、「原賠審」という。）の指針はまだ中間指針の段階であり、それをどうするかなど、何らかの方法で当事者同士ではない仕組みを入れていく考え方をとらないと賠償は進まない気がする。この点について県の考え方を聞く。

今回国会で原子力損害賠償法の見直しがあり、結果的には電力会社が賠償金として備えておくべき金額は1,200億円でよいことになった。しかし福島原発事故の賠償金は実際8兆6,000億円になっている。8兆円以上の賠償が既に起きているのに、いざ事故になったら1,200億円でよいとの話がなぜまかり通るかを考えると、賠償の問題を国が本気になって考えていないからだと言わざるを得ない。この法律の見直しに当たっても、福島の実態を考えればこのままでよいはずはなく、これも含めて、もっとしっかり国、東京電力の加害者責任を明確にする県の取り組みが必要だったのではないか。あわせて見解を聞く。

原子力損害対策課長

委員指摘のとおり、商工業等の一括賠償後の追加賠償の姿が見えない状況を踏まえ、先月6日に個別事情を丁寧に聞きながら丁寧に対応することを要求している。また、農林業の風評賠償関係について証拠書類の提出の話があったが、少し説明すると、新たな賠償方式については価格差方式を導入する。その価格差を決めるために、事故前の5年の単価を基本に、5中3方式といって5年分の一番高いところと低いところを外して3年間の平均単価と現状の単価を比較し、価格差について賠償するための証拠書類の一つだと思う。いずれにせよ、農林業の風評賠償についても、関係団体、生産者等の意見を踏まえつつ柔軟に対応するようあわせて求めてきた。

中間指針については、これまでも原賠審に対して、本県の現地調査などを通じて現状をしっかりと把握して適時適切な見直しを行うように求めてきた。本年7月にも、原賠審委員の現地調査が行われ、地元自治体の長と意見交換などが行われたところであり、これについては、引き続き原賠審に対して、現地調査を実施して本県の現状をしっかりと把握するように求めていきたい。

12月上旬に、国会において原子力損害賠償法の改正がなされたことは承知している。この改正に当たっては、原子力委員会の原子力損害賠償制度専門部会で審議した検討結果を踏まえ、これから万が一原発事故が発生した場合に万全の体制をとるために、一般的に実施することが妥当なものについて所要の措置が講じられたと認識している。委員指摘のとおり賠償措置額が据え置かれたとのことで、今後の事故についてはそうだが、福島第一原発事故による損害については、基本的に東京電力と国が責任を持って財源を確保し、被害の実態に見合った賠償が的確になされるようにすべきと考えており、引き続きそういったことを求めていきたい。

宮本しづえ委員

原賠審に現地を見てもらったとの話だが、報道によれば、原賠審は現地を見ても今のところ指針の見直しまで行う必要はないとの結論だったとのことである。実際には現場を見ても何も状況は変わっていない。現場では賠償の打ち切りが相当行われており、請求してもなかなか応じない、あるいはADRが和解案を出しても応じない状況が続いているのが実態である。原賠審がどういった視点で現場を見たのかよくわからないが、状況を知っている県がしっかり実情を丁寧に把握して説明し、指針にきちんと反映させないと実態は動かないとの話をしなければいけないのではないか。原賠審に対して賠償の担当はそういった説明をしているか。

原子力損害対策担当理事

東京電力との賠償関係について、まさに今さまざまな機会を用いて話をする必要があると改めて感じている。基本的には東京電力と各事業者、団体との相対交渉がベースになっているが、それだけではなかなか物事が進まないところがあり、そういったところについては、多様な団体が入っている原子力損害対策協議会でこれまでも要求している。さまざまな機会を捉えて粘り強く進めていく必要がある。

中間指針については原賠審で所管しており、今回2日間にわたって現地調査した中で、私は2日間同行し、委員長等といろいろな話をした。指針について、現時点でまだ改正の必要はないだろうと確かに委員長が述べていた。しかし、その後8月に原賠審があり、その中では各委員から東京電力の賠償のあり方についてかなり厳しい意見が出ていた。そういった多様な方法で、東京電力と国に対して賠償のあり方をきちんと求めていく必要がある。損害がある限り賠償を継続することを今回確認したが、今後も適宜こういった確認をしながら求めていきたい。

佐藤雅裕副委員長

議案でも質問があったJヴィレッジについて聞くが、グランドオープンを迎えるとのことで、たしか今回の整備に関しては寄附金を集めていると思う。集めている寄附金の状況を聞く。

企画調整部次長（地域づくり担当）

Jヴィレッジ復興寄附金について、手元にあるのは11月15日現在であるが、個人、企業、団体合わせて5,827件の寄附を受けており、金額としては5億6,400万円弱となっている。

佐藤雅裕副委員長

たしか寄附金の目標額は7億円程度だったと思うが、グランドオープンということは工事が完了するため、契約に従って支払いの期日も決まると思う。これに対してどのように残りの1億4,000万円を手当てしていくのか。

企画調整部次長（地域づくり担当）

工事の支払いについては、一般会計とのやりくり等もあり寄附金だけではないため、精算は可能である。ただ、委員指摘のとおり7億円の目標にまだ到達しておらず、引き続き寄附は募集し、運営会社等の協力も得ながら営業をかけて頑張っていきたい。

佐藤雅裕副委員長

寄附はいつまで集める考えか。

企画調整部次長（地域づくり担当）

今年度末までは申し込みを受けたい。

（12月14日（金） 生活環境部）

宮本しづえ委員

生3ページ、性暴力に関する支援事業の増額について、実際に被害に遭った方はなかなか言いにくいと思うが、この支援を受けるまでの手続について説明願う。

男女共生課長

性暴力等被害に遭った方の手続についてである。性暴力等被害者への支援については、平成29年10月から性暴力等被害救援協力機関であるSACRAふくしまへ委託し、警察に相談できない被害者の医療費の一部を助成している。SACRAふくしまには性暴力等被害者のための相談専用電話がある。大概の方はそちらに電話して、相談の結果必要がある場合にはSACRAふくしまの職員が付き添って病院へ行き、医療費助成の対象となる処置や検査を受けるが、そういったものに助成を行っている。

宮本しづえ委員

例えば明らかに犯罪として立件されるケースで同じように被害を受けた場合、この医療費の支援はどうか。

男女共生課長

これについてもSACRAふくしまで性犯罪等被害者の専用相談ダイヤルを設置している。そちらについては警察本部から委託された手続になる。

宮本しづえ委員

流れはわかった。助成はふえていると思うが、今年度どの程度件数がふえているのか、全国的な傾向と本県の傾向について聞く。

男女共生課長

助成額自体はふえており、実際の相談件数も若干ふえている。しかし性暴力等被害の実態からして被害を受けた女性の約7割が相談できない現実もあるため、実際に性暴力等被害自体がふえているかははっきりと掌握し切れていない。相談窓口の広報に努めた結果、相談件数がふえて、増額につながった。

宮本しづえ委員

実態はそうだと思う。しかし、把握できた件数だけでもふえたとのことで、これは全国的な傾向と差異があるのか。

男女共生課長

女性に対する暴力については、性暴力等被害以外にもドメスティック・バイオレンス、セクシュアルハラスメントなど非常に多様化している。これに対応するため、内閣府でも性暴力等被害に対する助成措置が講じられる交付金を創設し、医療費助成がスタートしているが、全国的な傾向と本県の状況については、先ほど述べたように約7割の女性が相談できておらず、実態についてつまびらかに掌握できていない。

宮本しづえ委員

男女共生センターの指定管理者の指定とこれにかかわる委託料の債務負担行為について、ここは宿泊施設も持っている。この宿泊施設の利用率と、それをどの程度入れて委託料を計算しているかを聞く。

男女共生課長

男女共生センターの宿泊施設利用状況について、平成29年度は利用率が27.6%と前年度よりも2.4ポイント減少している。こういった状況を踏まえ、男女共同参画に資する事業、活動以外でも宿泊してもらうように旅行会社等に周知を図り、今年度は収入ベースで4～9月の宿泊料が前年度よりも3.9%増となっている。

債務負担行為の限度額積算に当たっては、こういった収入額を実際の経費から差し引いて積算し計上している。

宮本しづえ委員

男女共生センターなので基本的にはその目的に資する利用を優先するが、一般的な観光客にも広げたことは、条例上可能とのことだと思う。しかしそれがなかなか進んでこなかったのか。

男女共生課長

実際県民に広く利用してもらったり、男女共生センターの取り組みについて知ってもらうため、例えば大学生の春のオリエンテーションや観光で県内を回る場合も利用できるよう周知している。

宮本しづえ委員

委託先は福島県青少年会館の中にある（公財）福島県青少年育成・男女共生推進機構であり、青少年会館も宿泊施設を持っている。その利用ももしかすると同じように進まないのかもしれないが、公共的な宿泊施設の利用のあり方については、もう少し検討を要する気がする。積極的な活用が図られ、それが男女共生に資することになればなおよいと思うので、ぜひ努力してほしい。

渡部優生委員

条例の権限移譲に係る議案第13号、第14号について聞く。

議案第13号はツキノワグマの処理を市町村に権限移譲するもので、鏡石町はもともと移譲を受けていて今回は受けない、逆に棚倉町は受けるとのことである。市町村を見ると、通常熊が出没しないところは権限移譲を受ける必要がないため受けておらず、熊の出没が予想されるところは受けているようである。権限移譲に伴って、市町村とすれば、いろいろ事務が煩雑になったり財源が必要になるため受けないこともあると思うが、財源をセットで移譲するなど、移譲の仕方はどのような内容か。

自然保護課長

事務に伴う財源については、総務部から毎年、権限移譲が何件あったか照会があり、総務部より件数見合いで交付金を交付していると聞いている。

渡部優生委員

議案第14号についても同様か。

旅券室長

旅券法関係についても同じであり、移譲後に権限移譲交付金が総務部から実績に応じて交付される。

渡部優生委員

第14号については、今まで須賀川市が唯一移譲を受けていて、近隣市町村が今回手を挙げて移譲を受ける。参考までに、県内で旅券の発行ができるのは、出先とすれば振興局でよいか。

旅券室長

旅券の窓口については、県北地区は福島市のコラッセふくしまにあるパスポートセンターで行っており、そのほかの6

方部は振興局に窓口を設けている。

宮本しづえ委員

先日、環境省が中間貯蔵施設への運び込みについておおむねの終了年度を明らかにした。2021年度までに終了することだが、年度ごとの搬出量はどの程度になるか。

中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送についての環境省の事業方針に関する各年度の輸送量の見通しである。現状、事業方針で示されたのは、2021年度までに搬入完了を目指すことであり、現時点の輸送対象物の量が全体として約1,400万 m^3 、少し注釈を入れると、帰還困難区域や特定復興再生拠点区域の除染で出てくるものは除かれるが、この量が2021年度までに搬入完了を目指す対象となっており、来年度については、当面身近なところからまず400万 m^3 の輸送を目指している。

これまで、2020年度までの当面5年間の見通しとして、2020年度について200万～600万 m^3 と幅がある数値も出ているが、具体的な方針としては、まず来年度の400万 m^3 まで示している状況である。先ほど説明したように、全体が約1,400万 m^3 であるため、2020、2021年度に残る量は約750万 m^3 となる。これについてはまた実施体制など状況を確認しながら、方針等で示すことになると考えている。

宮本しづえ委員

来年度からおおむね400万 m^3 ずつ運ばないとこの目標は達成しない。最終的な処分量は1,400万 m^3 とのことだが、この間、中間処理する焼却施設をつくって減容化が図られてきている。これは減容化した後の搬出量と見るのか、それともこの中に減容化できる部分があると見るのか。

中間貯蔵施設等対策室長

輸送対象物量の見方だが、これまで中間貯蔵施設へ運んだ除去土壌等や現在、各市町村の仮置き場、現場保管等で保管されているものを合計して出したものになる。実際中間貯蔵施設では運ばれたものを減容化するため、最終的に中間貯蔵する量はさらに減少すると考える。繰り返しになるが、約1,400万 m^3 については、輸送済みの除去土壌等も含めて県内各地で保管されていたものを対象物量の合計と捉えている。

宮本しづえ委員

双葉町の中間貯蔵施設の一角に減容化施設ができて稼働することによって、全体の中で減容化できる割合についてある程度試算できているか。

中間貯蔵施設等対策室長

これから減容化を図ることができるものは可燃物になり、数字的にはこれから確認していくことになる。

宮本しづえ委員

これまでに既に百数十万 t は運び込まれて分別されている。焼却処分されるものの割合は大体わかってきていると思うが、これまで運び込まれた量に対して中間処理できる量はわかるか。

中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設の対象物は基本的には除去土壌等となっているが、そのうち除染等に伴う廃棄物いわゆる可燃物になると

思う。全体量も環境省が積算を示したのはことし8月であるため、割合についてはもう少し精査、確認が必要と考えている。

宮本しづえ委員

流れからいくと見込みより中間貯蔵される総量は相当抑えられることになる気がする。中間貯蔵の計画量との関係でいえば、今環境省が考えている除去土壌の再生利用をどうしてもしなくてはいけない状況ではなく、ここは慎重に住民感情もしっかり把握しながら対応するよう環境省に要望してほしい。

中間貯蔵と直接かかわるものではないかもしれないが、この間側溝の土砂上げが行われている。環境省の職員と先日話をしたら、側溝の土砂を市町村が土砂とみなすか汚泥とみなすかによって処理方法が違うような話をしていたため驚いた。土砂だと汚泥ではないため除染にかかわる廃棄物との扱いにはならないのではないかとこのことで、これは本当なのかと思った。そうだとすれば、線量の高い土砂はそのまま一般の土砂として処理されてしまうのではないかと危惧する。この点について、県はどのように把握しているか。

除染対策課長

道路側溝堆積物の処分、処理の仕方について、再生加速化交付金を使って取り出して処分する枠組みの中で、該当する市町村については鋭意進めている。線量の濃度は市町村ごとに高いところとそうでないところとまちまちである。基本8,000 Bq/kgを超えるもの、それ以下のものに分けられるが、まず8,000 Bq/kgを超える部分については中間貯蔵施設や旧フクシマエコテッククリーンセンターに持っていき、それ以下については市町村ごとに最終処分施設を確保した上で処分することとなっている。

道路側溝堆積物事業以外の土砂について市町村ごとに若干捉え方が違っているのが実態であるが、基本はベクレル値に関係なく取り扱っている。ただ、住民の安全・安心にかかわるものであり、各自治体において慎重に考えながら取り組んでいると捉えている。

宮本しづえ委員

8,000 Bq/kg超は指定廃棄物になるため、きちんと放射性廃棄物としての対応が求められるが、実際にはかって判断する厳密な基準が本当にあるのかどうか曖昧なままに処理されていないか危惧する。この点についてはどのように把握しているか。

中間貯蔵施設等対策室長

放射性物質に汚染された廃棄物の取り扱いについては、環境省の指定手続で、実際にそういった廃棄物を排出もしくは業として排出している事業者、団体等が環境省に8,000 Bq/kgを超えるものとして申請を行っている。環境省でも測定に必要なところは補助事業等で手当てし、8,000 Bq/kgを超えるものが申請を受けて指定廃棄物として取り扱われている。量については環境省で公表している。

宮本しづえ委員

手続は答弁のとおりだが、問題はベクレル値を実際にはかって判断していないのではないかとということである。福島市内で話を聞くと、袋の表面の線量が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 以上あったら8,000 Bq/kg超とみなして扱い、それ未満だったら一般廃棄物、土砂の扱いとすることになっているようである。 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 未満のものをたまたまはかった人がいて、8,000 Bq/kgをはるかに超える放射能が測定されたとの話がある。

表面の線量だけで判断すると実態と違ったものになるのではないかと危惧される。指定廃棄物かどうかの判断をもっと

厳密に行うことが必要で、市町村に対してもしっかり指導する必要があるのではないかと。そのような実態がわかったとすれば指導する必要があると思うが、どうか。

除染対策課長

道路側溝堆積物について、試料を採取する際に任意の場所から採取するが、近いところだけを集中的にとるとどうしても数値が偏ってしまうため、例えば一つの升を考えたときに、真ん中だけではなく両端も含めて採取する。代表性という言い方をしますが、しっかりとそういった数値になるように試料を採取することがルールとして決められている。それに準じて、今回福島市でも、たしか10カ所だったと思うが、一斉清掃を開始するに当たって事前に試料を採取して、バクテリウム値と安全性をみずから確認した上でゴーサインを出したと聞いている。各市町村ともそういったルールに基づき代表性が確保できる形で進めていると考えている。

宮本しづえ委員

変な話、汚染水と同じようにまぜて薄めたら基準値以下になるとの話になりかねない。高いものが想定される場所はしっかりとそういったものとして扱う処理が必要で、国ともよく協議する必要があると思う。今まではそういった方法で扱ってきたとのことだが、本当に適切かどうかは考える必要があると思うので、意見として述べておく。

鳥居作弥委員

先ほどの渡部委員の質問と関連して、ツキノワグマについてはこのように条例が改正された。ここ1、2年でいわき市で2回ほど猿が出たとのことである。実際私も1度見たが、いわき市として捕獲するに当たって、県に申請して捕獲許可を得る手続が必要であるため、なかなか手続に困ってそのうち猿がいなくなってしまう大変であったが、猿の捕獲に関して今どういった対応をしているか。

自然保護課長

ニホンザルについては、昨年ニホンザルの管理計画を見直した中で、群れが存在し被害が出ている市町村については実施計画をつくり、計画を策定した市町村には権限を移譲している。いわき市には計画がないため、県で許可した。現在、県内で猿被害が多いと想定されている市町村が27あり、そのうち14市町村が実施計画を策定している。いわき市についても、群れが存在し被害があつて計画をつくることになれば、市で許可権限を持つ制度になっている。

鳥居作弥委員

そういった中で、いわき市から許可を申請する話があつたが、最終的にいわき市から申請は出さずに、県が直接捕獲する形で事が運んだ。今後猿被害もふえてくると思うので、よろしく対応願う。

先ほどの説明で、JR只見線のPR動画をつくつたとのことだが、本会議で観光交流局長が観光交流局でつくつたPR動画が2,000万回視聴されたと述べており、数値にかなり驚いた。このJR只見線の動画はどういった形で情報発信しているか。

生活交通課長

只見線の動画については、吉本興業（株）と協力して進めている事業の一環で同社に作成を依頼したものであり、約3分間の動画である。ことし大変人気が出たひょっこりはんという芸人に登場してもらい、実際に現地に来て、電車に乗り子供と触れ合い温泉に入るなど只見線のすばらしさがよく伝わる内容となっている。

いかに見てもらうかだが、12月9日のふくしま大交流フェスタでお披露目として見てもらった。その前に動画の存在を

知ってもらうようマスコミに情報提供して取材を受けていた。さらに県のホームページ、公式ユーチューブにも同時に掲げており、先ほど確認したところ1,500回を超える視聴があるとのことである。また、ひょっこりはん自身のSNSで動画を発信してくれているため、ひょっこりはんの人気に期待して広がることを願っている。

いずれにしても、より多くの方に見てもらおう工夫を重ねて、只見線利活用につなげていきたい。

宮本しづえ委員

災害が続く、温暖化の影響ではないかと言われており、まさに温暖化対策について本気の取り組みが求められている。今COP（国連気候変動枠組条約締約国会議）の会議も開かれている。国内でも全体のCO₂排出量の4割がエネルギー転換部門で、そのうちの半分が石炭火力発電所と言われている。本県はIGCCであればCO₂排出量が抑えられる新しい技術であるとのことで推進してきた経過がある。

先日、国会のやりとりを聞いていたら、横須賀市で高効率型の石炭火発の計画があり、65万kW 2基で130万kWの計画だそうで、ここで排出されるCO₂排出量は、726万tと796万tと2つの数字がある。どちらが正解かよくわからないが、700万～800万tはCO₂が排出されることになり、すごい量だと思う。本県の2015年の総排出量が1,700万tであり、本県の石炭火発200万kW分だけで1,000万tを超えるCO₂排出量との計算になってしまう。このやりとりの中で環境大臣が、石炭火発について、石炭は安い電源と言われてきたが、経済性だけではもう判断できなくなっており、総合的な判断が必要だと思うと委員会で答えている。温暖化の深刻な状況を考えれば、環境大臣としてはそう言わざるを得ないと思う。

CO₂排出量は消費地で換算されるため本県の排出量にカウントされずなかなかわかりにくいですが、実際に排出される量はそれぐらいとのことであり、環境対策として今の石炭火発推進で本当によいのか、県は総合的な政治判断をしていかなければいけない。その中で、生活環境部としても本県の環境保全の立場でしっかりその役割を果たすべきである。生活環境部長もそういった立場であると思うが、県の姿勢は変わっていない。この点について、現在の県の認識を聞く。

環境共生課長

石炭火発についての県の考え方だが、まず、本県の電源構成では火力発電の占める割合が震災後に増大しており、平成28年度の統計で89.4%となっている。火力発電所は石炭、天然ガス、石油などの燃料が使用されているが、委員指摘のとおり、中でも石炭は環境へ与える負荷が他の燃料に比べて大きいため、石炭火発における発電量の増加は、パリ協定、SDGs（持続可能な開発目標）に基づき、地球環境規模でも温室効果ガスの排出削減を推進していく世界的潮流には若干そぐわないと考えており、懸念が生じていると感じている。

県としては、環境影響評価において、最高効率の設備導入やバイオマス燃料の混焼など、温室効果ガスを最大限削減する措置を講ずるよう発電事業者に強く継続して求めていくことにより、温室効果ガスの排出抑制に努めていきたい。